

放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管の開始について

平成24年12月20日

千葉県環境生活部資源循環推進課

電話 043-223-2634

千葉県防災危機管理部防災計画課

電話 043-223-3401

(2) 搬入時の安全対策

ア 各クリーンセンター出発前に搬入車両の外面の空間放射線量を測定

イ 到着時に搬入車両の空間放射線量を測定

ウ 運転手に対する安全教育（事故対応、運搬基準等）の実施

エ 事故時のバックアップ体制及び緊急連絡体制の確保

※ ア、ウ及びエは搬入市、イは県がそれぞれ実施

。

→以上から、運送事業者及び運転手への対応は流山市の責任であることは明白です。

放射性物質を含んだごみ焼却灰の一時保管に関する協定書

(関係法令等の遵守)

第5条 甲(千葉県)及び乙(流山市)は、一時保管及び搬入に当たっては、平成二十三年二月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)、電離放射線障害防止規則その他の関係法令を遵守するものとし、環境省が策定した指定廃棄物関係ガイドラインを守るよう努めるものとする。

→関係法令等の遵守とは…貨物自動車運送法との関係性（ちなみに、柏市は貨物運搬事業者としたことで、法違反疑惑にならず）はもちろん、汚染焼却灰の運送実績、必要な車両設備、電離則に基づく講習・免許取得など、市としての業務委託条件が問われています。

